

○北海道漁港管理条例（昭和32年4月9日条例第31号）

北海道漁港管理条例

昭和32年4月9日

条例第31号

改正	昭和33年12月28日条例第107号 〔計量単位の統一に伴う関係条例の整備に関する条例第13条による改正〕	昭和49年4月6日条例第27号 〔第1次改正〕
	昭和50年3月14日条例第11号 〔第2次改正〕	昭和51年7月17日条例第56号 〔第3次改正〕
	昭和55年11月1日条例第71号 〔第4次改正〕	昭和59年11月26日条例第66号 〔第5次改正〕
	昭和63年10月27日条例第63号 〔第6次改正〕	平成4年10月20日条例第75号 〔第7次改正〕
	平成6年12月16日条例第60号 〔第8次改正〕	平成9年4月3日条例第46号 〔第9次改正〕
	平成12年3月29日条例第69号 〔第10次改正〕	平成14年3月29日条例第32号 〔漁港法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例第1条による改正〕
	平成16年3月31日条例第54号 〔第11次改正〕	平成18年3月31日条例第39号 〔第12次改正〕
	平成20年3月31日条例第46号 〔第13次改正〕	平成21年3月31日条例第15号 〔北海道条例の整備に関する条例第110条による改正〕
	平成24年3月30日条例第48号 〔第14次改正〕	平成26年3月28日条例第55号 〔第15次改正〕
	平成28年12月22日条例第103号 〔第16次改正〕	平成29年3月31日条例第22号 〔第17次改正〕
	平成31年3月15日条例第40号 〔第18次改正〕	令和元年7月23日条例第10号 〔第19次改正〕

北海道漁港管理条例をここに公布する。

北海道漁港管理条例

（目的）

第1条 この条例は、漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号。以下「法」という。）の規定に基づき、道が管理する漁港（以下「漁港」という。）の維持管理について、必要な事項を定めることを目的とする。

一部改正〔昭和49年条例27号・平成14年32号〕

（漁港施設の維持運営）

第2条 知事は、道の管理する漁港施設（以下「甲種漁港施設」という。）のうち基本施設、輸送施設（附帯用地及び安全施設を含む。）及び漁港施設用地（公共施設用地に限る。）について、毎年度その維持運営計画（公害防止又は第8条の規定による物件の除去に係る計画を含む。）を定めるものとする。

2 知事は、甲種漁港施設以外の漁港施設（以下「乙種漁港施設」という。）の維持運営について必要があると認めるときは、当該施設の所有者又は占有者に対し、その維持運営に関する資料の提出を求め、又は必要な事項を勧告することができる。

3 知事は、第1項の甲種漁港施設の維持運営計画を定めようとするとき、又は前項の規定により乙種漁港施設の所有者又は占有者に対して重要な勧告をしようとするときは、あらかじめ当該漁港の

所在する市町村及び関係漁業協同組合の意見を聴かなければならない。

一部改正〔昭和49年条例27号・50年11号・平成9年46号・12年69号・18年39号〕

(漁港の保全)

第3条 何人も、漁港の区域内においては、みだりに漁港施設（基本施設を除く。）を損傷する行為その他漁港の機能を妨げる行為をしてはならない。

2 甲種漁港施設を滅失し、又は損傷した者は、直ちに知事に届け出るとともに、知事の指示に従い、これを原状に復し、又はその滅失若しくは損傷によって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、その滅失又は損傷がその者の責に帰すべき事由によるものでないときは、この限りでない。

一部改正〔平成16年条例54号〕

第4条 漁港の区域内の陸域で知事が指定する区域（法第39条第1項の公共空地及び甲種漁港施設である土地を除く。）において、工作物の新築、改築若しくは増築、土砂の採取又は土地の掘削をしようとする者は、知事の承認を受けなければならない。ただし、規則で定める場合は、この限りでない。

2 知事は、前項の規定による承認の申請があった場合において、その申請に係る事項が漁港の保全に著しい支障を及ぼすものでない限り同項の承認をしなければならない。

3 第1項の規定による指定は、漁港の保全のために必要な最少限度の区域に限ってするものとする。

4 知事は、第1項の規定により同項の区域を指定し、又は廃止しようとするときは、1月前までにこれを公示しなければならない。

一部改正〔昭和49年条例27号・平成21年15号〕

(漁港の区域内の秩序維持)

第5条 知事は、漁港の区域内の秩序の維持のため特に必要があると認めるときは、漁港の区域内に停泊、停留若しくは係留（以下「停係泊」という。）をする船舶若しくはいかだ又は甲種漁港施設に駐停車をする車両若しくは陸置きする船舶（これらのうち法第39条第5項の規定により知事が指定する区域（以下「放置等禁止区域」という。）内に捨てられ、又は放置された同項第2号の規定により知事が指定する物件に該当するものを除く。）に対して移動を命ずることができる。

一部改正〔平成12年条例69号・16年54号〕

(遊泳の制限)

第6条 何人も、漁港の区域内の秩序の維持のため特に必要があると認めて知事が指定する区域においては、遊泳（潜水を含む。以下この項及び第20条において同じ。）をしてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 漁業法（昭和24年法律第267号）第2条第2項に規定する漁業者が、同法第6条第1項に規定する漁業権又は同法第7条に規定する入漁権に基づく漁業（次号において単に「漁業」という。）を営むために遊泳をする場合

(2) 漁業法第2条第2項に規定する漁業従事者が、漁業に従事するために遊泳をする場合

(3) 漁業協同組合が、当該組合の定款に定める事業の遂行のために遊泳をする場合

(4) 法第39条第1項の許可又は第13条第1項の許可を受けた者が、当該許可に基づき遊泳をする場合

(5) 国、道若しくは市町村又は独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。）若しくは道が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。）が、あらかじめ知事に届け出て、遊泳をする場合

(6) 前各号に掲げる場合のほか、知事が特に必要があると認めて許可した場合

2 知事は、前項の規定による指定をし、又はこれを廃止しようとするときは、1月前までにこれを公示しなければならない。

全部改正〔平成28年条例103号〕

(危険物等についての制限)

第7条 爆発物その他の危険物（当該船舶の使用に供するものを除く。）又は衛生上有害な物で規則で定めるもの（以下「危険物等」という。）を積載した船舶は、知事の指示した場所でなければ停係泊をしてはならない。

2 危険物等の荷役をしようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

一部改正〔昭和49年条例27号・16年54号〕

(放置物件の除去命令)

第8条 漁港の区域内の水域における漂流物、沈没物その他の物件又は甲種漁港施設内に放置された物件（これらのうち放置等禁止区域内に捨てられ、又は放置された法第39条第5項第2号の規定により知事が指定する物件に該当するものを除く。）が漁港の利用を著しく阻害するおそれがあるときは、知事は、当該物件の所有者又は占有者に対し、その除去を命ずることができる。

一部改正〔平成16年条例54号〕

(係留施設における行為の制限)

第9条 甲種漁港施設である係留施設においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 船舟の係留に支障を及ぼすおそれのあるいかだその他の物件を係留すること。
- (2) 漁獲物、漁具、漁業用資材又はその他の貨物（以下「漁獲物等」という。）の陸揚又は船積以外の目的のみだりに船舟を横づけすること。
- (3) 当該施設の保全に支障を及ぼす程度に漁獲物等を積み上げること。
- (4) 漁獲物等をみだりに長期間置いておくこと。

一部改正〔平成21年条例15号〕

(陸揚輸送等の区域における利用の調整)

第10条 知事は、第三種漁港及び第三種漁港以外の漁港で知事の指定するものの区域の一部を陸揚輸送及び出漁準備のための区域として指定することができる。

- 2 知事は、前項の指定区域内にある甲種漁港施設の運営上必要があると認めるときは、当該漁港施設において漁獲物等の陸揚又は船積を行う者に対し、陸揚又は船積を行う場所又は時間その他の事項につき必要な指示をすることができる。
- 3 船舟は、前項の甲種漁港施設において漁獲物等の陸揚及び船積が終わったときは、速やかに第1項の指定区域外に移動しなければならない。ただし、当該区域の利用上支障がないと認めて知事が許可した場合は、この限りでない。

一部改正〔平成21年条例15号〕

(利用の届出)

第11条 甲種漁港施設（航路並びに知事が指定する輸送施設及び漁港環境整備施設を除く。）を利用しようとする者は、あらかじめ知事に届け出なければならない。ただし、次条第1項又は第13条第1項の規定による許可を受けなければならない場合は、この限りでない。

全部改正〔平成12年条例69号〕

(占用の許可等)

第12条 甲種漁港施設（水域施設を除く。）を占用し、又は当該施設に定着する工作物を新築し、改築し、増築し若しくは除去しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。ただし、国が航行補助施設を設置する場合については、知事に協議することをもって足りる。

- 2 知事は、前項の許可に甲種漁港施設の利用上必要な条件を付することができる。
- 3 第1項の占用の期間は、1月（工作物の設置を目的とする占用にあつては、3年）を超えることができない。ただし、知事が特別の必要があると認めた場合においては、この限りでない。

一部改正〔昭和49年条例27号・平成9年46号〕

(使用の許可等)

第13条 次に掲げる者は、知事の許可を受けなければならない。

- (1) 甲種漁港施設（放置等禁止区域内にある施設に限る。次条において同じ。）のうち知事が告示により指定する施設（以下「指定施設」という。）又は第2条第1項の維持運営計画において指示された施設を使用しようとする者
 - (2) 甲種漁港施設を当該施設の目的（法第3条各号に区分された漁港施設の目的をいう。）以外の目的に使用しようとする者
- 2 知事は、前項の許可に施設の使用上必要な条件を付することができる。
 - 3 第1項の規定による使用の期間は、1年を超えることができない。ただし、知事が特別の必要があると認めた場合においては、この限りでない。

追加〔平成12年条例69号〕、一部改正〔平成16年条例54号〕

(漁船以外の船舟についての制限)

第14条 漁船以外の船舟（監視船、警備船その他公務に従事する船舟を除く。）を漁港の区域（放置等禁止区域に限る。）内に停係泊し、又は甲種漁港施設に陸置きしようとする者は、指定施設又は第2条第1項の維持運営計画において指示された施設を使用しなければならない。

追加〔平成12年条例69号〕、一部改正〔平成16年条例54号〕

（権利義務の移転の制限）

第15条 この条例に基づく許可により生ずる権利は、他人に譲渡し、担保に供し、又は転貸することができない。

追加〔平成12年条例69号〕

（利用料等）

第16条 甲種漁港施設を利用する者からは、別表により算定して得た額（その額が100円未満のものにあつては、100円）の利用料、使用料又は占用料（以下「利用料等」という。）を徴収する。

- 2 利用料等は、前納しなければならない。ただし、知事の承認を受けたときは、この限りでない。
- 3 知事は、必要があると認めるときは、利用料等を減免し、又は分納させることができる。
- 4 既納の利用料等は、返還しない。ただし、知事において利用者の責に帰することができない事由があると認めるときは、この限りでない。

一部改正〔昭和50年条例11号・51年56号・平成4年75号・9年46号・12年69号・16年54号・18年39号〕

（入出港届）

第17条 船舟は、知事の指定する漁港に入港したとき、又は当該漁港を出港しようとするときは、速やかに知事に届け出なければならない。ただし、監視船、警備船その他公務に従事する船舟については、この限りでない。

一部改正〔昭和49年条例27号・12年69号〕

（監督処分）

第18条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、その許可若しくは承認を取り消し、その許可に付した条件を変更し、又はその行為の中止、既に設置した工作物の改築、移転若しくは除去、当該工作物により生ずべき漁港の保全上若しくは利用上の障害を予防するために必要な施設をすること若しくは原状の回復を命ずることができる。

- (1) 第4条第1項、第12条第1項又は第13条第1項の規定に違反した者
- (2) 第12条第1項又は第13条第1項の規定による許可に付した条件に違反した者
- (3) 偽りその他不正な手段により第4条第1項の規定による承認又は第12条第1項若しくは第13条第1項の規定による許可を受けた者

一部改正〔平成12年条例69号〕

（公益上の必要による許可の取消等及び損失補償）

第19条 知事は、特定漁港漁場整備事業その他の漁港の工事の施行又は漁港の維持管理のため特に必要があると認めるときは、第4条第1項の規定による承認又は第12条第1項若しくは第13条第1項の規定による許可を受けた者に対し、前条に規定する処分をし、又は同条に規定する必要な措置を命ずることができる。

- 2 前項の規定による処分又は命令により損失を受けた者に対しては、道は、通常生ずべき損失を補償するものとする。

一部改正〔平成12年条例69号・14年32号〕

（罰則）

第20条 第6条第1項の規定に違反して遊泳をした者は、5万円以下の罰金に処する。

追加〔平成28年条例103号〕

第21条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第4条第1項の規定に違反した者
- (2) 第5条の規定による知事の命令に従わない者
- (3) 第7条第1項又は第2項の規定に違反した者
- (4) 第8条の規定による知事の命令に従わない者
- (5) 第9条、第10条第3項、第12条第1項、第13条第1項、第14条、第15条又は第17条の規定に違反した者

(6) 第18条又は第19条第1項の規定による知事の命令に従わない者

一部改正〔昭和49年条例27号・平成6年60号・12年69号・16年54号・18年39号・21年15号・28年103号〕

第22条 偽りその他不正な手段により利用料等の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。

一部改正〔平成12年条例69号・18年39号・21年15号・28年103号〕

(知事への委任)

第23条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

一部改正〔平成12年条例69号・18年39号・28年103号〕

附 則

1 この条例は、公布の日から起算して30日を経過した日から施行する。

一部改正〔平成21年条例15号〕

2 知事は、平成21年4月1日から起算して5年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

追加〔平成21年条例15号〕

附 則（昭和33年12月28日条例第107号）

〔計量単位の統一に伴う関係条例の整備に関する条例の附則〕

この条例は、昭和34年1月1日から施行する。

附 則（昭和49年4月6日条例第27号）

〔北海道漁港管理条例の一部を改正する条例の附則〕

1 この条例の施行期日は、農林大臣の認可後において、規則で定める。

（昭和49年6月規則第46号で、同49年6月1日から施行）

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（昭和50年3月14日条例第11号）

〔北海道漁港管理条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例の施行期日は、農林大臣の認可後において、規則で定める。

（昭和50年4月規則第30号で、同50年4月21日から施行）

附 則（昭和51年7月17日条例第56号）

〔北海道漁港管理条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例の施行期日は、規則で定める。

（昭和51年8月規則第82号で、同51年9月1日から施行）

附 則（昭和55年11月1日条例第71号）

〔北海道漁港管理条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例の施行期日は、規則で定める。

（昭和55年11月規則第118号で、同55年12月1日から施行）

附 則（昭和59年11月26日条例第66号）

〔北海道漁港管理条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例の施行期日は、規則で定める。

（昭和59年11月規則第118号で、同59年12月1日から施行）

附 則（昭和63年10月27日条例第63号）

〔北海道漁港管理条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、昭和63年12月1日から施行する。

附 則（平成4年10月20日条例第75号）

〔北海道漁港管理条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、平成4年12月1日から施行する。

附 則（平成6年12月16日条例第60号）

〔北海道漁港管理条例の一部を改正する条例の附則〕

1 この条例は、公布の日から起算して20日を経過した日から施行する。

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成9年4月3日条例第46号）

〔北海道漁港管理条例の一部を改正する条例の附則〕

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日から平成10年3月31日までの間に限り、この条例による改正前の北海道漁港管理条例第12条第1項の規定による許可を受けて占有している者に係るこの条例による改正後の北海道漁港管理条例別表の3の表備考第3号の規定の適用については、同号中「前年度の当該占有に係る占用料の額の算定に用いた近傍価格」とあるのは、「平成8年度において徴収した当該占有に係る占用料の額を考慮して知事が定める額」とする。

附 則（平成12年3月29日条例第69号）

〔北海道漁港管理条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、平成12年10月1日から施行する。ただし、第2条第3項の改正規定及び第18条の改正規定（同条を第22条とする部分を除く。）は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成14年3月29日条例第32号）

〔漁港法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の附則〕

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月31日条例第54号）

〔北海道漁港管理条例の一部を改正する条例の附則〕

- 1 この条例は、平成16年10月1日から施行する。ただし、第16条及び別表の改正規定並びに附則第4項及び第5項の規定は、同年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前にこの条例による改正前の北海道漁港管理条例（以下「改正前の条例」という。）第5条又は第8条の規定によりした命令は、この条例による改正後の北海道漁港管理条例（以下「改正後の条例」という。）第5条又は第8条の規定による命令とみなす。
- 3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 4 平成16年度から平成18年度までの間に限り、この条例の施行の際現に改正前の条例第12条第1項の規定による許可を受けて現に存する占有物件（建造工作物（外径が0.4メートル以上の管を含む。）及びその他の占有の場合の区分に該当するものに限る。）に係る改正後の条例別表2の表単価及び算出方法の欄の規定の適用については、同欄中「100分の6」とあるのは、平成16年度にあつては「100分の5.25」と、平成17年度にあつては「100分の5.5」と、平成18年度にあつては「100分の5.75」と、「100分の4」とあるのは、平成16年度にあつては「100分の3.25」と、平成17年度にあつては「100分の3.5」と、平成18年度にあつては「100分の3.75」とする。
- 5 平成16年度から平成18年度までの間に限り、この条例の施行の際現に改正前の条例第12条第1項の規定による許可を受けて現に存する管（外径が0.4メートル未満のものに限る。）の埋設の区分に該当するものに係る占用料の額の算定に用いられる単価については、改正後の条例別表2の表単価及び算出方法の欄の規定にかかわらず、次の表に定めるとおりとする。

区分		単価					
		平成16年度		平成17年度		平成18年度	
		1月以上の の占有	1月未満の占 用	1月以上の の占有	1月未満の占 用	1月以上の の占有	1月未満の占 用
0.1メートル 未満のもの	市	31円	32円55銭	37円	38円85銭	42円	44円10銭
	町村	28円	29円40銭	31円	32円55銭	33円	34円65銭
0.1メートル 以上0.15メー トル未満のも の	市	37円	38円85銭	49円	51円45銭	60円	63円
	町村	32円	33円60銭	39円	40円95銭	46円	48円30銭
0.15メートル 以上0.2メー トル未満のも の	市	43円	45円15銭	60円	63円	78円	81円90銭
	町村	37円	38円85銭	48円	50円40銭	60円	63円

0.2メートル	市	66円	69円30銭	108円	113円40銭	149円	156円45銭
以上のもの	町村	54円	56円70銭	83円	87円15銭	111円	116円55銭

附 則（平成18年3月31日条例第39号）

〔北海道漁港管理条例の一部を改正する条例の附則〕

（施行期日）

- この条例は、平成18年4月1日から施行する。
（北海道水産林務部の事務処理の特例に関する条例の一部改正）
- 北海道水産林務部の事務処理の特例に関する条例（平成12年北海道条例第21号）の一部を次のように改正する。
（次のよう略）

附 則（平成20年3月31日条例第46号）

〔北海道漁港管理条例の一部を改正する条例の附則〕

- この条例は、平成20年4月1日から施行する。
- 平成20年度に限り、この条例の施行の際現に北海道漁港管理条例第12条第1項の規定による許可を受けて存する占有物件（その他の占有の場合の区分に該当するものに限る。）に係るこの条例による改正後の北海道漁港管理条例別表2の表単価及び算出方法の欄の規定の適用については、同欄中「100分の5」とあるのは、「100分の4.5」とする。

附 則（平成21年3月31日条例第15号抄）

〔北海道条例の整備に関する条例の附則〕

- この条例は、公布の日から施行する。（後略）

附 則（平成24年3月30日条例第48号）

〔北海道漁港管理条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月28日条例第55号）

〔北海道漁港管理条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年12月22日条例第103号）

〔北海道漁港管理条例の一部を改正する条例の附則〕

（施行期日）

- この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、次項から附則第4項までの規定は、公布の日から施行する。
（経過措置）
- この条例による改正後の北海道漁港管理条例（以下「改正後の条例」という。）第6条第1項の規定による指定及び同条第2項の規定による公示は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても行うことができる。
- 改正後の条例第6条第1項第5号の規定による届出又は同項第6号の規定による許可の申請をしようとする者は、施行日前においても、当該届出又は許可の申請をすることができる。
- 知事は、前項の規定により許可の申請があった場合には、施行日前においても、当該許可をすることができる。

附 則（平成29年3月31日条例第22号）

〔北海道漁港管理条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月15日条例第40号）

〔北海道漁港管理条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、平成31年10月1日から施行する。

附 則（令和元年7月23日条例第10号）

〔北海道漁港管理条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

別表（第16条関係）

1 利用料（第11条に規定する届出に係る利用料）

ア 長期間泊地又は係留施設を利用する漁船

(ア) 動力船

区分	利用料				
	1月未満	1月以上3月未満	3月以上6月未満	6月以上9月未満	9月以上1年まで
1トン未満	800円	2,300円	3,800円	5,200円	5,800円
1トン以上3トン未満	1,300円	3,400円	5,800円	8,000円	8,900円
3トン以上5トン未満	1,500円	4,400円	7,500円	10,600円	11,700円
5トン以上10トン未満	2,700円	7,500円	12,800円	18,200円	20,200円
10トン以上15トン未満	3,900円	11,000円	19,000円	26,700円	29,300円
15トン以上20トン未満	5,200円	13,600円	24,200円	33,500円	36,900円
20トン以上30トン未満	9,700円	25,300円	44,000円	60,900円	67,800円
30トン以上40トン未満	12,000円	32,600円	56,900円	78,500円	87,500円
40トン以上50トン未満	15,700円	41,600円	71,800円	99,300円	110,500円
50トン以上60トン未満	19,300円	51,600円	89,500円	124,200円	137,900円
60トン以上80トン未満	24,800円	66,800円	116,200円	161,900円	179,200円
80トン以上	30,200円と80トンを超える20トンごとに5,300円で計算した額との合計額	81,800円と80トンを超える20トンごとに15,000円で計算した額との合計額	143,000円と80トンを超える20トンごとに26,700円で計算した額との合計額	199,400円と80トンを超える20トンごとに37,600円で計算した額との合計額	220,300円と80トンを超える20トンごとに41,100円で計算した額との合計額

(イ) 無動力船（1トン未満のものを除く。）

動力船の2分の1の額

イ 短期間泊地又は係留施設を利用する漁船等

(ア) 動力船 1トン当たり24時間までごとに 59円40銭

(イ) 無動力船（1トン未満のものを除く。） 1トン当たり24時間までごとに 27円50銭

(ウ) いかだ 1平方メートル当たり24時間までごとに 25円30銭

ウ 漁港施設用地及び水面 1平方メートル当たり24時間までごとに 1円10銭

2 占用料（第12条第1項に規定する許可に係る占用料）

区分	単位	単価及び算出方法					
		1級地		2級地		3級地	
		1月以上の占用	1月未満の占用	1月以上の占用	1月未満の占用	1月以上の占用	1月未満の占用
工作物の設置に係る占有	建造工作物（外径が0.4メートル以上の管を含む。）	近傍類似の土地の1平方メートル当たりの価格（地方税法（昭和25年法律第226号）第349条に規定する固定資産課税台帳に登録された価格をいい、以下「近傍価格」という。）に100分の6を乗じて得た額（1月未満の占有にあつては、その額に100分の110を乗じて得た額）（その額が20円に満たない場合にあつては、20円）					
	第1種電柱	440円	484円	350円	385円	300円	330円
	第2種電柱	680円	748円	540円	594円	470円	517円
	第3種電柱	920円	1,012円	730円	803円	630円	693円
	第1種電話柱	400円	440円	320円	352円	270円	297円
	第2種電話柱	630円	693円	500円	550円	440円	484円

用の場合	第3種電話柱			870円	957円	690円	759円	600円	660円
	その他の柱類			40円	44円	32円	35円20銭	27円	29円70銭
	共架電線その他上空に設ける線類		長さ1メートルにつき1年	4円	4円40銭	3円	3円30銭	3円	3円30銭
	鉄塔		1基につき1年	790円	869円	630円	693円	540円	594円
	管（外径が0.4メートル未満のものに限る。）の埋設	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	17円	18円70銭	13円	14円30銭	11円	12円10銭
		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		24円	26円40銭	19円	20円90銭	16円	17円60銭
		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		36円	39円60銭	28円	30円80銭	24円	26円40銭
		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		47円	51円70銭	38円	41円80銭	33円	36円30銭
		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		71円	78円10銭	57円	62円70銭	49円	53円90銭
		外径が0.3メートル以上のもの		95円	104円50銭	76円	83円60銭	65円	71円50銭
その他の占用の場合		占用面積1平方メートルにつき1年	近傍価格に100分の5を乗じて得た額（1月未満の占用にあっては、その額に100分の110を乗じて得た額）（その額が10円に満たない場合にあっては、10円）						

3 使用料（第13条第1項に規定する許可に係る使用料）

ア 長期間泊地又は係留施設を使用する船舟

(ア) 動力船

区分	1月未満	1月以上3月未満	3月以上6月未満	6月以上9月未満	9月以上1年まで
船の長さ1メートル当たり	800円	2,000円	3,500円	4,900円	5,400円

(イ) 無動力船

動力船の2分の1の額

イ 短期間泊地又は係留施設を使用する船舟

(ア) 動力船 船の長さ1メートル当たり24時間までごとに 110円

(イ) 無動力船

動力船の2分の1の額

ウ 船舶保管施設用地を使用する船舟 船の長さ1メートル当たり24時間までごとに 5円50銭

エ 船舶保管施設用地以外の漁港施設用地 1平方メートル当たり24時間までごとに 1円10銭

備考

- 1 1件が1トン、1平方メートル若しくは1メートル未満であるとき又は1件に1トン、1平方メートル若しくは1メートル未満の端数があるときは、それぞれ1トン、1平方メートル若しくは1メートルとして(2の事項の表にあっては、1件が0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満であるとき又は1件に0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて)計算する。
- 2 占用の期間が1年未満であるとき又は占用の期間に1年未満の端数があるときは、月割をもって計算し、なお、1月未満の端数があるときは、1月とみなして計算する。
- 3 1月以上の期間にわたって漁獲物等の陸揚げ若しくは船積み又は船舟の出港準備若しくは休憩のための設備として岸壁、物揚場、船揚場その他これらに類するものを占用する場合にあっては、1月未満の占用の単価を適用して計算する。
- 4 建造工作物の設置に係る占用の場合及びその他の占用の場合の占用料の額の算定に当たっては、近傍価格が前年度の当該占用に係る占用料の額の算定に用いた近傍価格に1.2を乗じて得た額(以下「調整近傍価格」という。)を超える場合には、当該調整近傍価格を近傍価格とする。
- 5 1級地、2級地及び3級地の区分は、占用物件の所在地をいい、その区分は、次のとおりとし、各年度の初日後に当該占用物件の所在地の区分に変更があった場合は、同日におけるその区分によるものとする。
 - (1) 1級地 函館市、小樽市及び室蘭市の区域をいう。
 - (2) 2級地 釧路市、登別市、伊達市、石狩市、北斗市及び岩内町の区域をいう。
 - (3) 3級地 漁港の存する市町村の区域で1級地及び2級地以外のものをいう。
- 6 第1種電柱とは、電柱(当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この事項において同じ。)を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 7 第1種電話柱とは、電話柱(電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この事項において同じ。)を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 8 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。

全部改正〔昭和51年条例56号〕、一部改正〔昭和55年条例71号・59年66号・63年63号・平成4年75号・9年46号・12年69号・16年54号・18年39号・20年46号・21年15号・24年48号・26年55号・29年22号・31年40号・令和元年10号〕

【北海道漁港管理条例】

第4条 漁港の区域内の陸域で知事が指定する区域^{※1}(法第39条第1項^{※2}の公共空地及び甲種漁港施設である土地を除く。)において、工作物の新築、改築若しくは増築、土砂の採取又は土地の掘削をしようとする者は、知事の承認を受けなければならない。ただし、規則で定める場合は、この限りでない。^{※3}

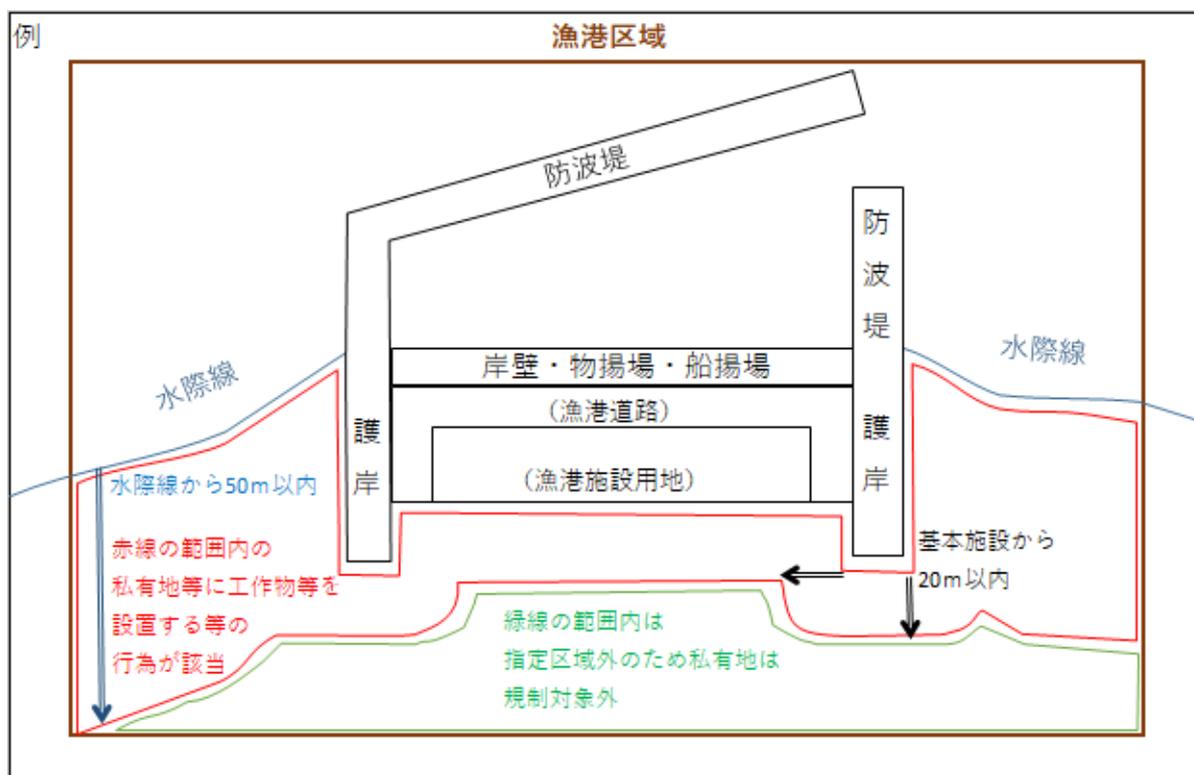
- 2 知事は、前項の規定による承認の申請があった場合において、その申請に係る事項が漁港の保全に著しい支障を及ぼすものでない限り同項の承認をしなければならない。
- 3 第1項の規定による指定は、漁港の保全のために必要な最少限度の区域に限ってするものとする。
- 4 知事は、第1項の規定により同項の区域を指定し、又は廃止しようとするときは、1月前までにこれを公示しなければならない。

※1 漁港の陸域内で漁港基本施設から20メートル以内の地域及び満潮時(春分の日における満潮時をいう。)の水際線から50メートル以内の地域。

(「北海道漁港管理条例に拠る知事の指定する区域の指定」(昭和32年5月9日告示第616号))

※2 漁港漁場整備法(昭和25年5月2日号外法律第137号)

※3 漁業に関係した軽易な行為で漁港の保全に著しく支障を及ぼさないと認められる行為は承認を要しない。
例) 水産物加工用のための仮設物の建設や漁船、漁具又は水産物の保管のための仮設物の建設 等



条例の見直し検討票(北海道漁港管理条例第4条)

(別紙)

点検内容

区 分	条例点検の検討結果
必要性	
① 条例が対応しようとしていた課題は、現在もあるか	漁港施設、機能の保全を目的としていることから、必要である。
② 課題は、条例で対応しなければならないものか	漁港施設と包括的に管理すべき内容であり、条例による管理が妥当である。
③ 課題は、道が対応すべきものか	漁港管理者である道が対応すべきである。
④ 条例による規制や付与利益の程度が、現在の社会情勢の下で必要以上のものとなっていないか	当該条例での規制は、必要最少限度の区域に限るなど、必要以上のものとなっていない。
⑤ 条例は、類似法令の制定等により、不要となっていないか	道の管理する漁港における類似条例・法令はない。
⑥ 条例制定の根拠となる法令の規定が、改正又は廃止されていないか	条例制定の根拠となった法令の規定の改廃はない。
⑦ 条例に基づく事業等に係る令和元年度政策評価における今後の方向性を反映する必要はないか	政策評価対象外
⑧ 行財政改革や規制緩和の観点から、条例について廃止することはできないか	漁港施設、機能の保全を目的としている条例であり、適切な管理に不可欠なため、廃止はできない。
⑨ 市町村でも担うことができる事務を定めている場合、地域主権の実現の観点から、条例を廃止することはできないか	漁港管理者である道が対応する内容であり、廃止はできない。
効果	
① 現行の規定は、活用されているか	現行の趣旨の規定に基づき、過去5年間で1件の申請があり、これに対して承認していることから、活用されている
② 課題は、現行の規定で十分に解決できるか	施設保全に支障を生じておらず、目的は達成されている。
③ 条例に基づく事業毎に係る政策評価において、事業等の効果が認められているか	政策評価対象外
基本方針との適合性	
条例の内容が、道政の基本的方針に適合しているか	基本方針に個別の記載はないが、方向性として逸脱していない。
適法性	
条例の内容が法令の範囲内であるか	当該条例は、漁港漁場整備法の規定に基づき、法令の範囲内で定めた条例である。
規定の適正化	
① 社会情勢の変化等に伴い適切でなくなった表現(古い表現等)はないか	条文は、公共利益確保のため漁港施設の保全を目的としたものであり、現時点では社会情勢の変化等に影響を受けていない。
② 規定の運用に当たり、解釈に疑義(規制対象が不明確等)が生じたことはないか	条文の規定の運用に当たり、解釈に疑義は生じていない。
③ 引用法令の改廃や事業の廃止等に伴う改正漏れ(条例のズレや廃止事務に係る手数料の廃止漏れ等)はないか	引用法令の改廃がないことから、改正漏れ等はない。